



加賀市
KAGA CITY



こどもに関する各種データの連携による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)

プライバシー影響評価 報告書

令和4年11月14日

加賀市 教育委員会



1-1. PIAの文書構成

本書は加賀市で実施する「**こどもに関する各種データの連携による支援実証事業**」の**プライバシー影響評価（以降、PIA）**について報告するものです。

■文書構成

PIAの文書は、PIA報告書、PIA実施書、PIAチェックリストがあります。

文書	内容	公開
PIA報告書	事業概要、PIA実施の概要について報告するもの（本書）	公開
PIA実施書	事業、プライバシー影響の評価内容について記載するもの（報告書 補足資料）	公開
PIAチェックリスト	個人情報保護条例、情報セキュリティ対策について自己チェックするもの（実施書 別紙）	一部公開

1-2. PIAとは

■プライバシー影響評価（PIA：Privacy Impact Assessment）とは

プライバシー情報を取り扱う事業等において、潜在的なプライバシーへの影響をアセスメントする手段であり、事業を始める前に、**プライバシーリスク、プライバシー保護や情報セキュリティに関する対策などについて“評価”を行い、リスクの回避や低減を行う**ものです。

■PIAの位置づけ

本事業では、**本人（生徒と保護者）がプライバシー情報の利用について安心し、事業について理解を得るために、PIAを実施**しました。

■PIAの実施方法

「JIS X 9251(ISO/IEC 29134) プライバシー影響評価のためのガイドライン」にPIAの実施手順に関するガイドラインがあり、そのプロセスでの実施も検討したが、本事業では、市民の理解を得ることを優先し、プライバシー情報の規模もふまえ、国外（国内事例なし）の優れた先行事例(*1)に基づいてPIAを実施しています。

なお、本事業では、新規にシステムを導入することから、主にシステム利用とデータ管理についてアセスメントを実施し、その結果を「3. PIA実施概要」に記載しています。また、アセスメント過程での指摘・質問事項を「4. PIA外部評価」に整理しております。

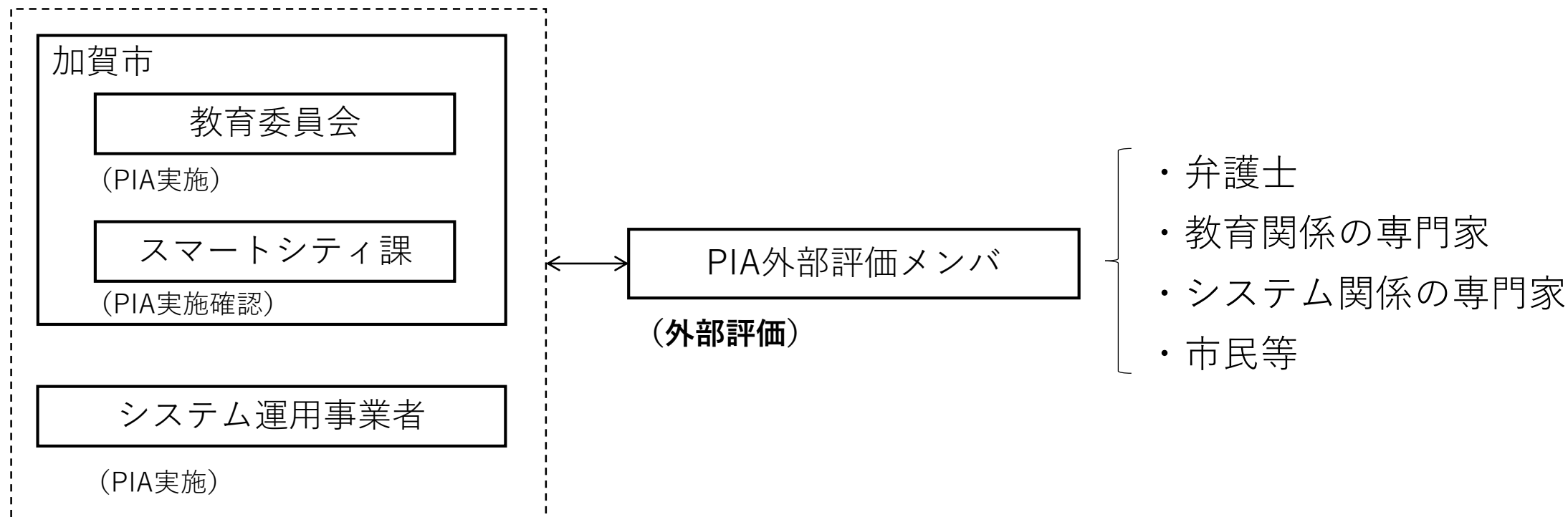
(*1) シアトルのPIA事例 (<https://www.seattle.gov/tech/initiatives/privacy/privacy-reviews>)

1-3. PIAの体制

■PIAの体制

PIAは、加賀市、システム運用事業者、PIA外部評価メンバの体制で実施しました。

本事業では、**個人情報保護、事業領域（教育）、システム・セキュリティ分野の専門家、市民によって、PIAの外部評価を実施**しています。



2. PIA対象の事業概要（目的）

本事業【デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」】は、支援が必要な可能性のある児童生徒や家庭に対して、早期の支援・サポートを行うための実証事業です。デジタル技術やデータ連携・データ活用等の力を活用して、子どもたちやご家庭への、きめ細かい支援の充実を図り、子どもたちの幸せな学校生活や成長を見守り支えていくためのシステムを構築していきます。

なお、本実証事業は、加賀市を含め全国で7自治体が採択され、加賀市では東和中学校を対象に事業を実施します。

デジタル庁が目指すこと

- ・ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化
- ・ 貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、複数の課題を抱える真に支援が必要な生徒・家庭の発見やニーズに応じた支援

採択団体(7自治体)

あいち小児保健医療総合センター、
広島県・府中町、埼玉県戸田市、東京都昭島市、
石川県加賀市、兵庫県尼崎市、福岡県福岡市

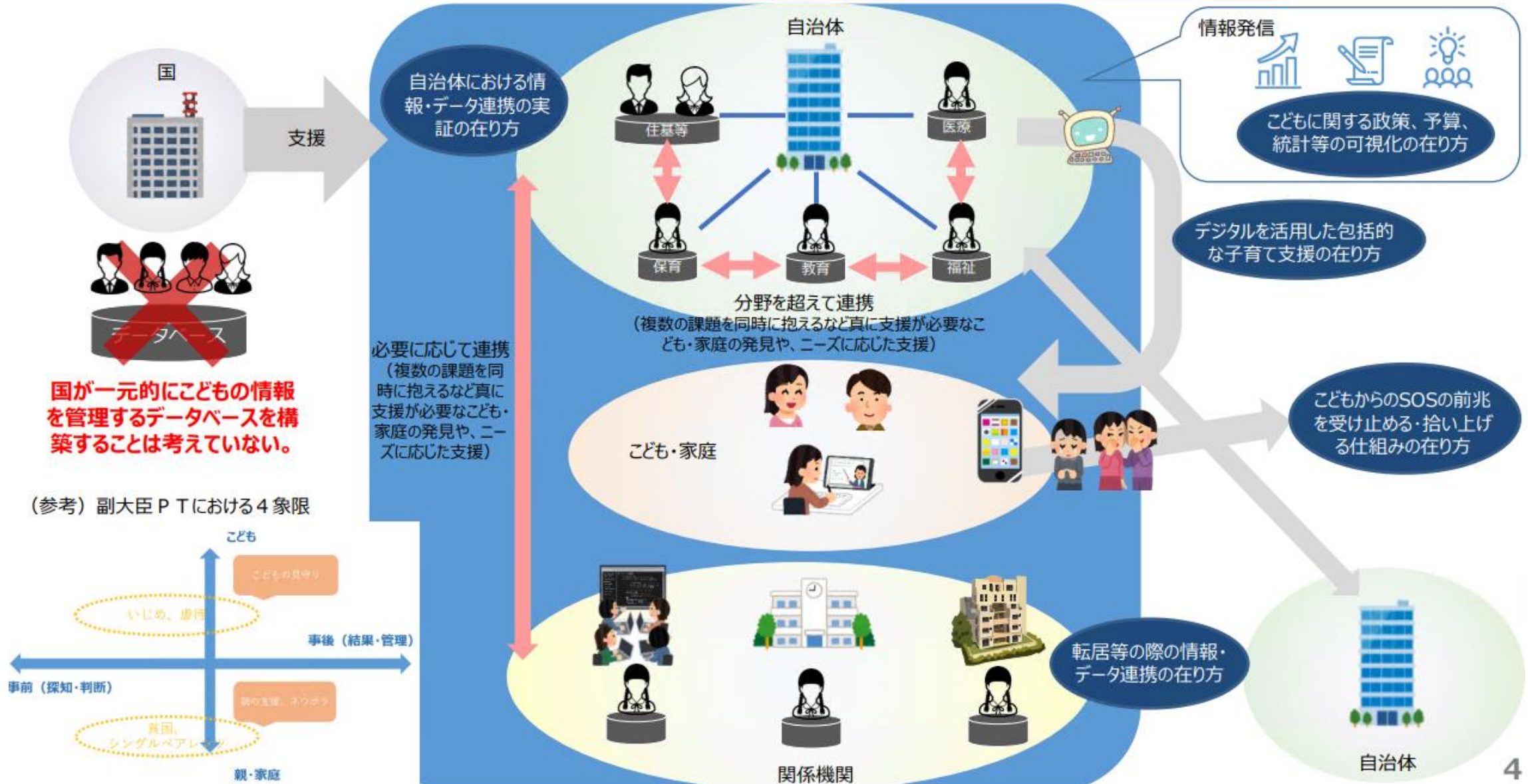
生徒
家庭

加賀市が目指すこと

- ・ 加賀市の教育課題を解決する仕組み
- ・ 加賀市丸ごとアップデートを目指す加賀スマートシティに生徒・家庭のセーフティネット機能の実装
- ・ 困難を抱える生徒や家庭に早期に気づいて学校と地域が連携してサポート
- ・ 困ったときに生徒が相談しやすい地域社会とのつながり（ソーシャル・キャピタル）の形成

副大臣PTの検討の全体像のイメージ

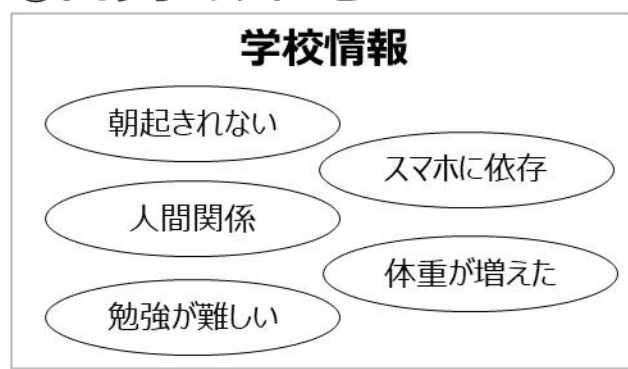
本実証事業では青色背景の部分を実施



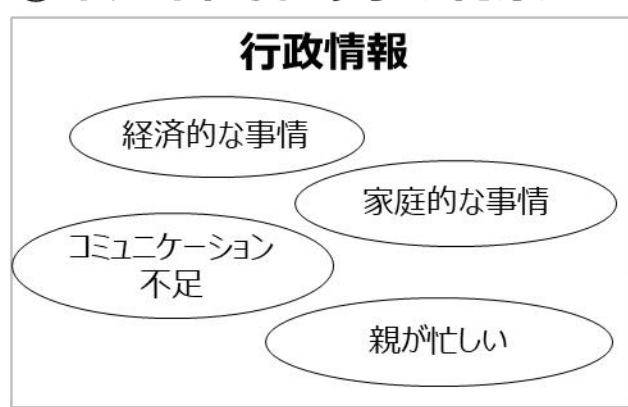
2. PIA対象の事業概要（内容）

本事業では、こどもの困り事の気づきになる情報や家庭の困り事の背景になる情報から、学校・地域から支援が必要となる児童（要支援児童）を把握し、早めの声かけ・見守りにより、こどもをサポートします。また、こどもの力になれる地域資源情報を提供します。

① 困り事の気づき



② 想定される困り事の背景



こども支援データベース

同意に基づき情報連携



③ 早めの声かけ・見守りによりサポート



職員端末



システムの利用は特定教員に限定
(校長、教頭、教育相談担当、生徒指導担当)

④ 生徒の力になれる地域資源情報を提供



10月下旬ごろから年明けにかけて配信

利用目的に合致しかつ学術的に関係性が高いとされるデータ項目を必要最低限に限定して利用します。

3. PIA実施概要 ポイント

PIAを実施し、その結果、リスク低減を施したポイントは以下になります。

- ① **法令・ポリシー：加賀市の条例とセキュリティポリシーに基づく**
- ② **データ集約：必要最低限のみ、本人同意に基づく**
- ③ **データ利用：特定教員のみ限定、持ち出し不可、画面閲覧のみ可(*1)**
- ④ **データ保存：暗号化して保存**
- ⑤ **データ削除：事業完了時にすべて削除**
- ⑥ **リスクと対策：生データは非表示、要支援判定結果のみ表示**
- ⑦ **不正アクセス・情報漏洩の対策を多層に施している**
- ⑧ **監査：運用作業台帳を作り、その監査を行う**

(*1) NTTデータ経営研究所及び東京大学で開発した判定ロジックは、システム内に格納されている。
そのシステム内の安全な環境でデータ分析を自動化し、システムにて要支援児童を判定する。
このため、行政情報の生データを人が参照することなく、判定結果のみ表示することができる。

3. PIA実施概要 評価内容 (1/2)

PIAの評価内容について記載します。詳細は、PIA実施書を参照下さい。

評価項目	評価内容	PIA実施書
法令・ポリシー	- 加賀市 個人情報保護条例が適用され、チェックリストで遵守を確認します。 - 加賀市 情報セキュリティポリシーは、同意書の署名により遵守を確認します。	2.1 法令 2.2 ポリシー
データ収集	- 学校情報と行政情報の要支援児童の把握に必要なデータ項目のみ収集します。 - 本人(生徒と保護者)に同意を得て、学校情報と行政情報のデータを収集します。	3.1 収集データ 3.2 データ収集方法
データ利用	- システムの利用者は、システムで提供される機能からデータを利用します。 - システムは、東和中学校の特定教員のみが利用します。 - システムを利用するためのアカウントは、加賀市教育委員会が管理します。 - システムで判定した要支援児童のリストは、特定教員のみが参照します。 - システムでは、従来学校で扱っていない行政情報の生データを表示しません。	2.4 利用管理 4.2 データアクセス
データ保存	- 収集したデータは、データベースの暗号化機能により暗号化して保管します。 - データベースでは、ユーザ認証、アクセス制御でアクセスを制限します。	5.1 データ保存
データ削除	- 事業の完了時(2023年3月)に収集した全てのデータを削除します。 - データ削除は、二人作業で実施し、削除証跡を管理者が確認します。	6.1 データ削除

3. PIA実施概要 評価内容 (2/2)

(前頁の続き)

評価項目	評価内容	PIA実施書
リスクと対策	<プライバシーリスク> ・ プライバシーリスクとして、これまで学校が知らなかった行政情報を教員が参照し、家庭環境の詳細な情報（所得金額等）を知られてしまうことが考えられます。このリスクの対策は、利用者を特定教員に限定し、システムでは要支援児童の絞り込み結果を表示し、行政情報の生データは表示しません。 <セキュリティリスク> ・ 不正アクセス：第三者のシステムへの不正アクセスによる情報漏洩のリスクは、「多要素認証、サーバ要塞化（不要サービス停止、アクセス制御、パッチ適用、アカウント管理）、データの暗号化、ファイアウォール、不正侵入検知など」、システム・ネットワークの情報セキュリティ対策を多層に施して対応します。 ・ 内部不正：システム運用者による不正なデータアクセスのリスクは、運用ルール（作業申請・承認後に二人作業）、アクセスログの監査により軽減・抑止します。	9.1 プライバシーリスクと対策 9.2 セキュリティリスクと対策
監査	・ システム運用事業者の運用管理者は、運用作業台帳（運用作業申請書兼報告書）にないデータベースへのアクセスがないことを定期的に監査します。 ・ 市では、システム運用事業者の監査実施の結果（監査証跡）を確認します。	10.1 監査

4. PIA外部評価 Q&A (1/3)

PIA外部評価のQ&Aを記載します。

No	分類	Q. 質問	A. 回答
1	事業	事業の実効性がありますか？	先行事例でデータ連携・活用による効果が報告されており、実効性が期待できます（「PIA実施書 1.5 事業根拠」に先行事例について記載）。なお、実効性を検証することも、本実証の目的の一つと考えます。
2		事業の利益とリスク・コストを比較した上で必要性がありますか？	従来は人による観察などでこどものSOS、その兆候の発見に努めていましたが、より迅速・正確・網羅的に行うため、デジタル技術の活用が重要になります。本事業では、リスクに十分対応した上で有効性を検証することが必要と考え、実証に取り組んでおります。
3		「いじめや不登校」の支援は必要ですが、「宿題をしない、外で遊ばない、スマホ依存等」といったよくあるような困り事もサポートされますか？	「宿題をしない、外で遊ばない、スマホ依存」といった生徒の行動や習慣についても、生徒の抱える発達的な要因、家庭的な要因、生きづらさや困り感を背景としている場合もありますので、当然サポートの対象となります。
4		事業の実証結果は保護者に連絡がありますか？（気になる保護者がいると思う）	本実証の成果や課題については、市としてしっかり検証し、デジタル庁の報告書にて公開予定です。

4. PIA外部評価 Q&A (2/3)

(前頁の続き)

No	分類	Q. 質問	A. 回答
5	データ 収集	本番運用も本人同意を得てデータ収集しますか？ その場合、本人同意は、毎年ですか？入学時ですか？	本人同意の取得については、本実証の結果から判断する予定です。 なお、本人同意を取得する場合、基本的には、入学時と考えますが、途中で同意を取り消すことも可能です。
6		世帯構成は取らないのですか？（祖父母がいる・いない等）	本実証では世帯構成は取得しませんが、どのようなデータが必要か、有効かについても、今後検証を行っていきます。
7	データ 利用	システムが活用される具体的な場面は何ですか？	学校で要支援児童を把握する際、多様な生徒一人一人に寄り添う、きめ細かい支援を実施していくために、システムを活用します。
8		要支援児童は、どのような基準で判定されますか？	「PIA実施書 4.1 データ利用」に判定ロジックを記載しました。
9		システムで要支援児童を参照する「特定教員」とは誰ですか？	「校長、教頭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭」になります。
10		システムの結果から教員が誤った判断をすることはないですか？（例えば、ある生徒が落ち込んでおり、システムで要支援児童と判定されたが、実際は全く別の出来事が原因であった等）	システムの判定結果を参考にしながら、管理職・生徒指導担当・学級担任等の複数の教員で、学校の持つ様々な情報や日々の生徒の観察・見取り等も含めて、総合的に生徒の支援策を講じていきます。

4. PIA外部評価 Q&A (3/3)

(前頁の続き)

No	分類	Q. 質問	A. 回答
11	データ 保存	入ってくるデータの信頼性がありますか？	「PIA実施書 5.2 データ正確性」に信頼性について記載しました。
12		システム運用事業者の運用作業を二人作業とするのは何故ですか？	運用作業において、一人が操作、もう一人がチェックしながら作業を実施することで、作業ミスや内部不正を防ぎます。
13	データ 削除	実証では事業完了時の2023年3月に全てのデータを削除するとのことですが、本番運用ではいつデータ削除されますか？	本番運用では、学校情報の保管期間に従いデータ削除します。
14		データは完全に削除されますか？	使用するクラウドは、ISO/IEC27001 に準拠して、データを復元できないよう電子的に完全に消去します。
15	システ ム	システムを理解できる図はありませんか？	「PIA実施書 8.1 システム」にシステム概要図を記載しました。
16		システムの判定結果で要支援児童の判定基準に該当する生徒がない場合、どうなりますか？	実証期間中、要支援児童の判定基準を調整する可能性があります。
17	その他	PIAは何に基づいて実施しましたか？	本事業では、市民の理解を得ることを優先し、プライバシー情報の規模もふまえ、優れた先行事例に基づいてPIAを実施しています。